

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第56号

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例

相模原市営斎場条例(平成4年相模原市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和7年度から令和9年度までの間における利用時間の特例)

5 令和7年度から令和9年度までの各年度の1月1日から3月31日までの間ににおける斎場を利用することができる時間は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、午前8時30分から午後6時までとする。

6 令和7年度から令和9年度までの各年度の1月1日から3月31日までの間ににおける火葬炉及び待合室を利用することができる時間は、別表第1の規定にかかわらず、午前9時から午後6時までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の相模原市営斎場条例の規定による火葬炉の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。